

平成12年6月14日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03 - 5320 - 7011

杉並区立小中学校に勤務する教員の休息時間の割り振り等を
違法としてその是正等を求める住民監査請求監査結果

第 1 請求の受付

1 請求人

杉並区 大 森 正 隆

2 請求書の提出

平成12年4月17日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 杉並区立小中学校の教員1日の勤務時間(拘束時間)は正規の勤務時間8時間と休憩時間45分の8時間45分である。しかし、実態は、1日の勤務時間を7時間30分にして1時間15分短縮している。

イ 平成11年4月27日提出の「勤務時間中の休息時間」に関する住民監査請求の監査結果。同年6月28日の「知事に対する意見」 - 現在実施している特例規程による休息時間の割り振りについて、休息時間制度の趣旨を踏まえ、改めてそのあり方につき検討を進められたい - が、今まだ実行されていない。1日の正規の勤務時間を30分以上短縮している。

ウ 教員と都税事務所職員は1日2回の休息時間(1回15分)を勤務の始めと終わりに置いて朝15分遅く出勤し、午後15分早く退勤して1日の正規の勤務時間を30分短縮している。都庁勤務の多くの職員は昼の休憩が45分であるのに、1時間休憩をとって、1日45分短縮している。そして、休息(休憩)を合計1時間とっているとの内部告発あり。(別紙1、別紙2)

エ さらに、教員は、休憩時間を夕方4時頃に置いて、休憩が始まると同時に退勤している。つまり、1日の勤務時間を30分(休息時間)プラス45分(休憩時間)の1時間15分短縮して、夕方4時頃に退勤している。15時30分に退勤している学校もある。(別紙3、別紙4、別紙5)

オ 正規の勤務時間を1日15分から30分短縮しているのは条例違反であ

る。

馬橋小学校の佐藤素子（図工）は4月12日午後4時55分までの勤務なのに、午後4時38分に退勤。

15分短縮 3,000円×1/4時間（15分）=750円

杉森中学校4月13日午前8時10分までに出勤なのに、午前8時25分までに出勤教員8人（8人目の英語の先生 午前8時23分に出勤）。

15分短縮 8人×3,000円×1/4時間（15分）=6,000円
（校長が先生の名前を教えず）

杉並都税事務所4月12日法人事業税課横山敏彦は午前8時45分までの出勤なのに、午前8時50分に出勤。15分短縮

3,000円×1/4時間（15分）=750円

杉並都税事務所の57人の職員は、4月12日午前8時45分までに出勤なのに、午前9時までに出勤した。15分短縮（職員56人と の横山）

56人×3,000円（平均時給）×1/4時間=42,000円

都庁職員で午前8時45分までの出勤なのに、午前9時1分までを遅刻としていないのは条例違反である。4月17日午前8時56分（都庁1階カードゲート）に出勤の計理課（第一庁舎30階）係長清水一弥の15分短縮分 3,000円×1/4時間=750円

カ 違法支出合計

+ + + + = 50,250円とする。

（2）措置要求

勤務時間の是正（1日の勤務時間を8時間45分にする）と、学校にタイムレコーダーの導入を杉並区に指導すること。平成11年6月28日の監査結果の「知事に対する意見」の実行。違法支出金50,250円を本件財務会計職員又は不当に利得した本件教員、都税事務所職員、都庁職員に返還させる。内部告発（別紙2の1）の旅費の調査を求める。

4 請求の要件審査

本件請求のうち、杉並区立小中学校教員の勤務時間に関する請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

なお、都庁勤務職員及び杉並都税事務所の職員の休息時間に関する請求については、平成11年4月27日付けで、請求人は、既に本件と同一内容の請求を行っており、監査委員は、平成11年6月28日付けで「請求人の主張には理由がな

い」との監査結果を通知していることから、一事不再理の原則により、監査を実施しないこととした。

また、都庁勤務職員の昼休み休憩時間に関する請求及び都庁職員の旅費に関する請求については、請求事項を特定できる程度の具体性を有しないことから監査を実施しないこととした。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

杉並区立小中学校の教員に対する休息時間相当分の給与支出を監査対象とした。

2 監査対象局等

教育庁を監査対象とした。

なお、杉並区教育委員会等に関係人調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 5 項の規定に基づき、平成 12 年 5 月 17 日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において、本件請求の趣旨の補足を行った。

また、新たな証拠として、都立高校の「勤務時間割振表」を提出した。

第 3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 区立小中学校教員の法的位置付けについて

区立小中学校の教員は、各区の教育委員会に所属しているが、当該教員の給与については、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）により、都がこれを負担することとなっている。

なお、杉並区立小中学校においては、平成 12 年 4 月 16 日現在で、1,310 人の教員が勤務している。

(2) 区立小中学校教員の勤務時間の割り振りについて

区立小中学校教員の勤務時間、休憩時間、休息時間等は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号。以下「勤務時間条例」という。）により定められており、その主な内容は次の表のとおりである。

(表) 勤務時間条例が定める正規の勤務時間、休憩時間、休息時間

区 分	内 容	条 文
正規の勤務時間	月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間を割り振る。 (土曜日については、別に定める。)	第4条第1項 (第4条第2項)
休憩時間	勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間、継続して一昼夜にわたる場合は1時間30分以上の休憩時間を勤務時間の中に置く。	第7条第1項
休息時間	職務に支障のない限り、勤務時間4時間について15分の休息時間を置く。	第8条

なお、休息時間については、勤務時間条例の解釈及び運用を定めた「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び同条例施行規則の解釈及び運用について」(平成7年6教人勤第260号。以下「勤務時間条例運用指針」という。)第6の1により、勤務の終わりの方で与えることもできるとなっている。

また、正規の勤務時間、休憩時間及び休息時間の具体的な割り振りは、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第115号)により、各区が定めることとなっており、最終的には各区立小中学校の学校長まで委任されているところである。

(3) 区立小中学校教員に対する給与支給について

都の予算に関する執行権限は、都知事が有しているものであるが、都教育委員会に関する同権限は教育長に委任されており、さらに区立小中学校教員の給与については、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第6条により、都教育庁の予算担当課長が支出命令権者となっている。

しかしながら、区立小中学校における教員の給与の支給事務については、区教育委員会の権限とされており、区教育委員会では、同権限に基づき、各教員の給与関係データの入力票を作成し、都教育庁へ提出している。都教育庁では区教育委員会から提出されたデータを電算処理し、給与の支出を行っている。

2 監査対象局の説明

(1) 休息時間の割り振りについて

休息時間は、一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的として、正規の勤務時間中に付与される、いわゆる手休めの時間である。

小中学校の教員は、一般の職場と異なり、授業時間以外であっても、児童・生徒への様々な指導活動や対応に当たっていることから、児童・生徒が在籍している間は、十分な休息時間を取りにくい実態がある。このため、勤務時間条例運用指針は第6の1において、「例えば、休息時間を勤務時間の終わりの方で与えることもできる」と定めているものである。また、同様の趣旨により、学校長が、休息時間を正規の勤務時間の始めの方に置くこともできるものとする。

したがって、職務上支障が生じない限り、休息時間を正規の勤務時間の始めと終わりに割り振ること（以下「本件休息時間の割り振り」という。）があつたとしても、それには相当の理由を有するものである。

(2) 休息時間中における給与支給について

学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号。以下「給与条例」という。）第3条において、給料とは、勤務時間条例に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であると定められている。

休息時間は、休憩時間とは異なり、勤務時間条例上、正規の勤務時間の一部とされており、給与条例による給与の支給対象となるものである。

一方、休息時間は、各学校長が特に勤務を命じない限り、原則として勤務を免除される性格のものであり、教員が休息時間中に職務に従事しない場合であっても、それが職務専念義務に違反するものではない。

休息時間については、各学校長が、その業務の必要性に応じて職務命令を発することができるものであり、自らの裁量で適切に運用しているものと考えている。

したがって、本件休息時間の割り振りが行われたとしても、勤務時間の短縮となるものではなく、また、給与の減額対象となるものでもない。

以上のことから、学校長が本件休息時間の割り振りを行ったとしても、勤務時間条例及び給与条例に違反するものではない。

3 判 断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は、杉並区立小中学校において、教員の休息時間を勤務の始めと終わりに割り振り、実質的に勤務時間を短縮するような運用を行っているのは勤務時間条例に反するとして、馬橋小学校及び杉森中学校の教員について、休息時間相当分の給与額の損害補てん等を求めているものと解される。

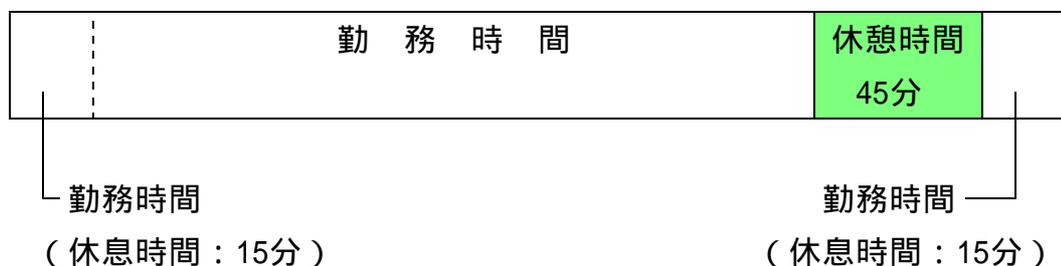
そこで、以下このことについて判断する。

(1) 杉並区立小中学校における教員の勤務実態について

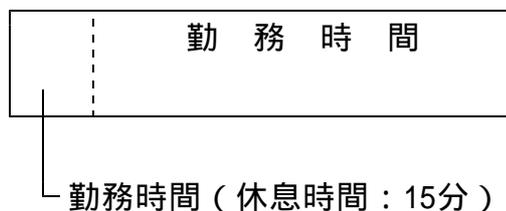
本件監査を実施するに当たり、杉並区教育委員会を対象とし、杉並区立小中学校に勤務する教員の勤務実態を調査した。

その結果、教員の勤務時間は、勤務の開始時間などの詳細において異なる点はあるものの、全小中学校において、平日は、図1のとおり休息時間を勤務の始めと終わりに置いており、土曜日（休校日は除く。）は、図2のとおり勤務の始めに置いていることが認められた。

(図1) 平日の勤務時間の割り振り



(図2) 土曜日の勤務時間の割り振り



(2) 本件休息時間の割り振りが勤務時間条例に違反するか否かについて

勤務時間条例によると、小中学校教員の休息時間は、勤務時間の一部であり、また、正規の勤務時間4時間について15分を置かなければならないこととなっ

ているが、休息時間を勤務時間のどこに割り振るかについては、勤務時間条例に規定がなく、学校長の裁量に委ねられていることが認められる。

そこで、本件休息時間の割り振りが、裁量権を逸脱する違法な措置であるか否かについて検討する。

本件休息時間の割り振りと同質と見なされる横浜市職員の休息時間（市長の定めにより正規の勤務時間の始めに30分ないし15分の休息時間を置く割り振りを行ったもの。）について、次のような判決がある。

「休息時間においては、職員は職務専念義務（地方公務員法第35条）を負わないものということができるから、市職員が本件割振りによって休息時間に職務に従事しなかったからといって、これをもって右義務に違反するものともいうことができないし、更に本件割振りが、市職員に当局の指揮監督からの離脱を許し、休息時間の自由な利用又は活動までを保障しているとまではいうことのできないことも明らかである。

そして、休息時間は、職員がその時間内において職務専念義務を負わない点で休憩時間と類似するが、休憩時間については職員によるその自由な利用が許されるのに対し、休息時間においてはこれと異なり、職員は、そのような利用の自由はなく、市当局の指揮監督の下に置かれているというべきであるから、被控訴人が、本件割振りによって、職員の勤務時間の短縮を行ったものということとはできない。」（昭和62年7月21日東京高裁判決。平成元年11月10日同旨の理由により最高裁において上告棄却。）

したがって、上記判決に照らせば、本件休息時間の割り振りについては、休息時間の自由な利用又は活動まで保障しているものとはいえず、学校長の裁量に逸脱があるとはいえないものである。

よって、本件休息時間の割り振りが勤務時間条例に違反するものとは認められない。

(3) 給与減額措置を行わないことが妥当か否かについて

休息時間が、給与の支給対象となる勤務時間の一部であるとともに、当該時間については、特に勤務が必要な場合を除いて、教員は、職務専念義務を負わないものであることは、前記判決に照らしても明らかである。

そこで、馬橋小学校及び杉森中学校の休息時間について、当該学校長に対し事情聴取したところ、午前及び午後のいずれの休息時間についても、児童・生徒の教育・指導上、必要があれば、教員を職務に従事させるものであり、職務遂行上、支障が生じた事実はないとの証言を得た。

さらに、杉並区教育委員会に対し事情聴取したところ、休息時間については、

区内小中学校の学校長に対して、勤務上、問題が生じることはないよう指導してきており、小中学校から、これまでも職務上の支障が生じた旨の報告は受けたことがないとの説明があった。

以上のことから、休息时间における学校長の指揮・監督については、適正を欠く事実があったとは推認されず、休息時間が特に勤務が必要な場合を除き職務専念義務を免除され、給与減額を要しないことを勘案すれば、休息时间において、出勤又は退勤した教員がいたとしても、これにより給与減額措置を行わないことが違法となるものではない。

以上のことから、本件休息時間の割り振りが、勤務時間条例等に違反するとして、当該休息时间相当分の給与の返還を求めるとする請求人の主張は理由がないものと認める。

しかしながら、休息时间については、職務専念義務が基本的に免除されているとはいえ、給与支給の対象となる勤務時間であることから、勤務態様には、都民に疑念を生じさせるようなことがあってはならないものである。

したがって、教育庁としても、休息时间における教員の勤務については、「一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、公務能率の増進を図ることを目的とする」（前記判決）という当該時間の設定趣旨を踏まえ、厳正な運用がなされるよう、杉並区教育委員会に対して適切な要請・助言を行われたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

東京都監査請求書

都知事、本件財務会計職員及び本件教員と杉並都税事務所職員、都庁職員に関する措置請求書

1. 請求の要旨

杉並区立小中学校の教員の1日の勤務時間（拘束時間）は正規の勤務時間8時間と休憩時間45分の8時間45分である。しかし、実態は、1日の勤務時間を7時間30分にして1時間15分短縮している。

平成11年4月27日提出の「勤務時間中の休憩時間」に関する住民監査請求の監査結果。同年6月28日の「知事に対する意見」 - 現在実施している特例規程による休憩時間の割り振りについて、休憩時間制度の趣旨を踏まえ、改めてそのあり方につき検討を進められたい - が、今まだ実行されていない。1日の正規の勤務時間を30分以上短縮している。

杉並都税事務所の職員中57人は、4月12日午前8時45分までに出勤しなければならないのに、午前9時までに出勤している。この責任は都知事だと所長の弁。

2. 請求の理由

教員と都税事務所職員は1日2回の休憩時間（1回15分）を勤務の始めと終わりに置いて朝15分遅く出勤し、午後15分早く退勤して1日の正規の勤務時間を30分短縮している。都庁勤務の多くの職員は昼の休憩が45分であるのに、1時間休憩をとって、1日45分短縮している。そして、休憩を合計1時間とっているとの内部告発あり。（別紙　　）

さらに、教員は、休憩時間を夕方4時頃に置いて、休憩が始まると同時に退勤している。つまり、1日の勤務時間を30分（休憩時間）プラス45分（休憩時間）の1時間15分短縮して、夕方4時頃に退勤している。15時30分に退勤している学校もある。（別紙　　）

（イ）正規の勤務時間を1日15分から30分短縮しているのは条例違反である。

（ロ）馬橋小学校の佐藤素子（図工）は4月12日午後4時55分までの勤務なのに、午後4時38分に退勤。

15分短縮 3,000円×1/4時間（15分）=750円

（ハ）杉森中学校4月13日午前8時10分までに出勤なのに、午前8時25分までに出勤教員8人（8人目の英語の先生 午前8時23分に出勤）。

15分短縮 8人×3,000円×1/4時間(15分)=6,000円
(校長が先生の名前を教えず)

(二) 杉並都税事務所4月12日法人事業税課横山敏彦は午前8時45分までの出勤なのに、午前8時50分に出勤。15分短縮

3,000円×1/4時間(15分)=750円(別紙)

(ホ) 杉並都税事務所の57人の職員は、4月12日午前8時45分までに出勤なのに、午前9時までに出勤した。15分短縮(職員56人と(二)の横山)

56人×3,000円(平均時給)×1/4時間=42,000円の返還を求める。

(ヘ) 都庁職員で午前8時45分までの出勤なのに、午前9時1分までを遅刻としていないのは条例違反である。4月17日午前8時56分(都庁1階カードゲート)に出勤の計理課(第一庁舎30階)係長清水一弥の15分短縮分 3,000円×1/4時間=750円の返還を求める。

(ト) 違法支出合計

(口)+(八)+(二)+(ホ)+(ヘ)=50,250円とする。

以上によって、勤務時間の是正(1日の勤務時間を8時間45分にする)と、学校にタイムレコーダーの導入を杉並区に指導すること。平成11年6月28日の監査結果の「知事に対する意見」の実行。違法支出金50,250円を本件財務会計職員又は不当に利得した本件教員、都税事務所職員に返還させる。内部告発(別紙の1)の旅費の調査を求める。

請求人 杉並行革の会 代表 大森正隆

上記地方自治法第242条1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

平成12年4月17日

東京都監査委員 殿

(以上原文のまま掲載)

(3) 事実証明書

請求人作成の都の勤務時間制度及び本件請求に至った経緯に関する陳述書

請求人宛の職員の昼休みの実態等に関する「告発書」(別紙1)

請求人宛の職員の勤務実態、旅行実態等に関する「告発書」(別紙2)

下記の杉並区立小中学校の平成11年度の勤務時間の割り振り表

- ・杉森中学校(別紙3)
- ・馬橋小学校(別紙3)
- ・杉並第二小学校(別紙4)
- ・松ノ木中学校(別紙4)
- ・中瀬中学校(別紙5)
- ・東田中学校(別紙5)

請求人から杉並区区政相談課に提出された「馬橋小学校の校長及び教頭の辞任を求める要求書」

請求人から杉並区長に提出された区立小中学校の現状等に関する書面
都立高校の「勤務時間割振表」